

登録リストに関する Q&A

(<http://www.jet-db.net/material/index.html>)

1. 製品別の検索とともにグルーピングでも検索出来るようにして欲しい。

答: 「登録番号」で検索してください。同一登録番号で登録されている銘柄がグルーピング銘柄であることがわかります。

2. 登録リストが閲覧出来ることを知らなかった。

答: JET のホームページ(<http://www.jet-db.net/material/index.html>)にて検索が可能です。登録リストを広くご利用頂けるよう、今後更なる周知を図ります。

3. 登録リスト銘柄項目(樹脂分類)を小数化してほしい。

ABS 樹脂には(ABS)と(ABS 系)が存在し、PC/ABS 樹脂は(PC アロイ/ABS)、(PC/ABS 系)、(PC/ABS)と複数が存在する。これらの1本化を進めて欲しい。

答: 現在は各社から申請された名称に基づき登録しております。業界などから統一名称をご提示いただければ対応いたします。

4. 登録リストをエクセルでダウンロード可能に出来るようにして欲しい。

答: 現在はそのようになっておりませんが、登録リストの様式改訂時にその可能性について検討させていただきます。

5. 登録リストが一覧で確認できるといい。使いにくい。

答: 登録リストの様式は今後見直します。

以下の事項の追加/改善を計画しております。

- (1) 新規登録項目(グローワイヤ、0.1 mmビカット軟化温度)の追加
- (2) 会社名を指定した後、樹脂分類と商品名を正確に組み合わせないと検索が出来ない点
- (3) 「樹脂分類」で、樹脂ごとの一覧検索が出来ない点
- (4) 登録リストのエクセルでのダウンロード(CSV、TEXT ファイル化など)について等々。

出来る限りご要望に添えるよう対応させていただきます。今年度末(2007年3月)を目標に改訂作業を進めています。

CMJ 登録制度に関する Q&A

1. 材料登録により、電気製品試験の期間短縮、費用軽減があるとのことですがどの程度ですか？
ボールプレッシャーの場合を例として、費用軽減はどの程度でしょうか？

答： ボールプレッシャーの例として、以下の効果があります。

(1) 試験期間短縮： 電気製品の適用試験規格でボールプレッシャー試験が要求されている部位に未登録材料が使用されている場合には、対象部位毎にボールプレッシャー試験を実施する必要があります。また、製品からボールプレッシャー試験を実施するための試験片が採取できない場合には、製品試験のご申請者にボールプレッシャー試験用の試験片を別途ご提出いただくこともあります。(燃焼性試験も同様です。)

対象部位に登録品が使用されている場合には、ボールプレッシャー試験を省略することが出来るので、製品試験全体の期間短縮が可能となります。

(2) 費用の低減： 電気製品試験におけるボールプレッシャー試験の費用は1箇所につき ¥8,000 です。

一つの製品でn箇所のボールプレッシャー試験が必要な場合には $¥8,000 \times n$ となりますので、事前に登録があればこの費用が不要になります。nの値はそれぞれの電気製品によって異なります。

2. CMJ登録材料を使用した家電製品は、認証過程で何か免除項目等、メリットが与えられるのでしょうか？

答： 電気製品の試験時には、適用規格で要求されている部品・材料も含めて試験を行うことになります。しかし、部品・材料は破壊・燃焼・長時間試験などを伴うことから、製品製造者に経済的な負担をかけることになり、また、認証機関にとっても試験時間の長期化を招き、効率化の大きな妨げとなります。

このため、あらかじめ部品・材料を事前に登録しておくシステム(CMJ 登録制度)が必要となります。

この制度の電気製品製造事業者にとってのメリットは、試験期間短縮と費用軽減効果です。材料製造者にとっては、電気製品製造事業者がCMJ登録品を求めることからCMJ登録品には市場性があり、販売に際して優位となります。

3. IEC や UL と相互認証する予定はありますか？(類似する試験内容において)

答： (1) IECには材料登録制度がないため、相互認証の対象とはなりません。

(2) CMJ登録制度で採用している試験規格とUL認証で採用している試験規格が整合している場合であれば、データ活用について前向きに検討させていただきます。

4. 顧客からの要求としては、圧倒的に UL に関する問い合わせが多いと思います。
その様な状況の中、燃焼試験だけでも、UL との相関性をもっと深める形での試験内容の改訂や追加は検討することが出来ませんか？

答： CMJ 登録制度の燃焼試験は IEC60695-11-10 を基にした国内基準にて実施しておりますが、UL規格との整合性をもたせるための試験内容の改訂、追加などの調整については、CMJ材料部会において検討可能です。

5. 願わくは、IEC との完全合致に至れば、利用法も拡大出来ると思いますが。

答： 有機絶縁物の使用温度の上限値、燃焼性は IEC 規格を基に評価しております。

6. 登録後、登録リストに反映されるまでの時間がかかり過ぎる。
登録後、現行より速やかに反映される方策はありませんか？

答： 従来、JET ホームページにおける更新頻度は数ヶ月に一度でしたが、今年度より、JET ホームページにおける更新頻度を月1回(月初め)に改善しました。

7. 技術基準(省令第1項)別表第八1(1)ロ の「附属の表」の内容が知りたい。
(CMJ 登録制度:絶縁物の使用温度の上限値)

答： JETホームページのデータベースにあります「附属の表」のPDFファイルを参照下さい。

(<http://www.jet-db.net/material/attachedtable.jp.pdf>)

表の見方は以下の(1)～(4)をご参照下さい。

- (1)「その1」:CMJ登録が無くとも、「その1」に掲げる使用温度の上限値以下の温度で使用される場合、「温度に充分耐え」るものとみなす。
- (2)「その2」:「その1」を超え「その2」の間の温度は、熱劣化推定温度が確認出来れば、「温度に充分耐え」るものとみなす。
CMJ登録制度においては、確認データ(自社測定データ等)があれば「その2」の温度以下で暫定登録が可能となります。
- (3)CMJ登録の試験及び登録が完了(本登録)すれば、試験の結果次第で「その2」の温度より高い温度にて使用が可能になります。
- (4)「附属の表」にない材料は「その他」扱いとなり、CMJ登録されていない場合には50℃以下として扱われます。

8. 材料メーカーにとって CMJ 登録品の活用はどの程度のものがわかりにくい。
垂直燃焼性試験の登録件数は少ないが、川中、川下のメーカーが重要視していないのではないかと、思われる。実態はどのようなのでしょうか？

答： 活用状況に関しましては、材料メーカーや電機メーカーを含む関連業界の代表者が参加されております CMJ 運営企画委員会(CMJ材料部会の上位委員会)にて、CMJ登録制度の活用状況が年1回報告されております。

垂直燃焼に関しましては、「印刷回路用積層板(プリント基板)の垂直燃焼性」はブラウン管内に使用される積層板が対象で、「合成樹脂材料の垂直燃焼性」はブラウン管内に使用されるフライバック変圧器を保持する部分が対象となっております。

垂直燃焼試験の登録件数が他の試験の登録件数より少ない理由としては、対象となる製品が少ない事及びブラウン管自体の生産が減少傾向にあることが考えられます。

9. (CMJ 登録は)法的規制は全くない自主規制でしょうか？

答： CMJ 登録制度は法的規制ではございませんが、法令遵守を促進する観点から制度設立を要望された経緯があります。なお、技術基準(省令第1項)の細則で、登録品を活用できる旨が記載されております。(詳細は <http://www.jet.or.jp/products/cmj/index.html> をご参照下さい)

10. UL 規格制度と類似している部分があるが、同規格との関連は？

答： 3. の答をご参照願います。

11. 先日、弊社取引先より CMJ 登録制度の登録を進めるにあたり、部品の CMJ の書類審査を通すとの連絡がありました。

当社は、CMJ 登録制度が始まる前に絶縁物の使用温度の上限値のみ本登録されている状態なので取引先より燃焼性やボールプレッシャーにあたる試験は行っていないのかと調査依頼がありました。当社登録品は、CMJ に対しては使用温度のみですが、同時に UL94-V0 材料に登録してあるので UL94V-0 垂直燃焼試験と同試験内容に含まれているデフォメーションテスト(変形テスト)に受かっている証明書を提出して、試験免除の申込を行いました。(結果報告は未)

上記の様な場合、当社材料が CMJ の全試験項目に合格、登録してあればもちろん OK ですが、現状一部まだ未登録の場合、UL の登録証明書は代わりになるものでしょうか？

答： この件は貴社取引先の要求であることから、貴社取引先へご相談下さい。なお、CMJ 登録制度と UL の制度は異なる制度であり、貴社取引先の要求が電気用品安全法の技術基準適合義務を履行する目的であれば、CMJ 登録制度の登録品が有効となります。

12. CMJ 登録項目の中で、垂直燃焼性試験の方法は UL94-V-0 などと同等の様ですが、本登録は海外でも利用価値はありますか？

答： CMJ 登録制度は、基本的に国内における電気製品の認証を経済的・効率的に行うために、製品に使用される部品・材料を事前に登録する制度です。

日本向けの製品を製造するメーカー並びにその製造者に材料を供給するメーカーにとっては有益な制度となりますので、海外の樹脂製造メーカーの登録件数も増加しております。

13. 工場調査についてもう少し具体的な内容説明が欲しかった。

答： 今回は時間の制約上、CMJ 登録制度の概要と、新規登録項目についての説明とさせて頂きました。

工場調査については、JET の工場調査部から各登録事業者様に今年度送付しました「部品・材料登録制度工場調査実施ガイド」をご参照下さい。

(参照：<http://www.jet.or.jp/products/cmj/index.html>

「お申し込みについて」の PDF ファイル)

新規登録項目に関する Q&A

1. グローワイヤ測定の結果は、測定機関により結果が大きく異なるレポートが出されている。
JET と JQA でも結果が大きく異なるレポートを見たことがある。
整合性をどのように取るつもりか？

答： JET は、オーストラリアの機関である IFM 主催の「Proficiency Testing Program」に参加し、「Congratulations on your good results!(適合)」の判定を受けております。
このプログラムは、世界各国の試験機関が全く同一のサンプルを試験し、値に差がないかを検証する内容で、最近では 2003 年と 2005 年のプログラムに参加し、「Congratulations on your good results!(適合)」判定を受けております。JQA も同プログラムに参加しておりますので、大きく値が異なることは無いと考えております。

2. これまでに JQA で試験されたグローワイヤ試験結果は新規登録に利用出来ませんか？

答： 過去には試験規格の解釈が統一されていなかった経緯があり、そのため JET、JQA の過去の試験結果は利用出来ないこととさせていただきます。最新の JIS 規格で試験を実施しますので、新たなお申し込みをお願いいたします。

3. 暫定登録(費用8800円)後、本登録移行時にも費用は必要になりますか？

答： 本登録時に新たな登録手数料は発生しませんが、試験手数料が必要になります。

4. 暫定登録→本登録と進める場合と、いきなり本登録する場合ではどちらが費用的に安くなりますか？

答： どちらの手順でも最終的な費用は同じです。登録手数料(8800 円)＋試験手数料です。
暫定登録のメリットは、登録試験の完了を待たずに多数銘柄を一度に(暫定)登録できることです。また、暫定登録であっても、製品試験への登録値の活用は可能としています。
なお、暫定登録には有効期限(2008 年 4 月)を設けていることから、有効期限内に本登録移行のための試験を実施する必要が有ります。

5. ボールプレッシャーと 0.1 mmビカット軟化温度でグルーピングが異なってもよいのですか？

答： ボールプレッシャーと 0.1 mmビカット軟化温度はいずれも「耐熱性」を評価する試験であるため、グルーピングも同じであると考えます。よって、グルーピングを変えることは出来ません。
ご質問がグルーピングの統廃合を意図したものであれば、変更届が必要となります。